「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例 【個人事業者用】

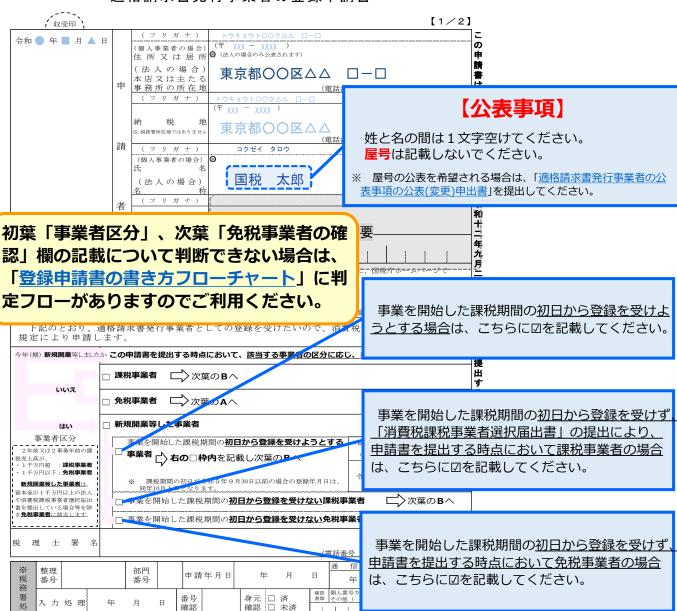
【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、「氏名」及び「登録番号」が公表されます。以下の事項の公表を追加で希望する場合は、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出する必要があります。

- ◇ 主たる屋号 ◇ 主たる事務所の所在地等 ◇ 通称 ◇ 旧姓
- ※「通称」及び「旧姓」は、住民票に併記されている場合にのみ公表することができます。

第1-(3)号様式 国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書



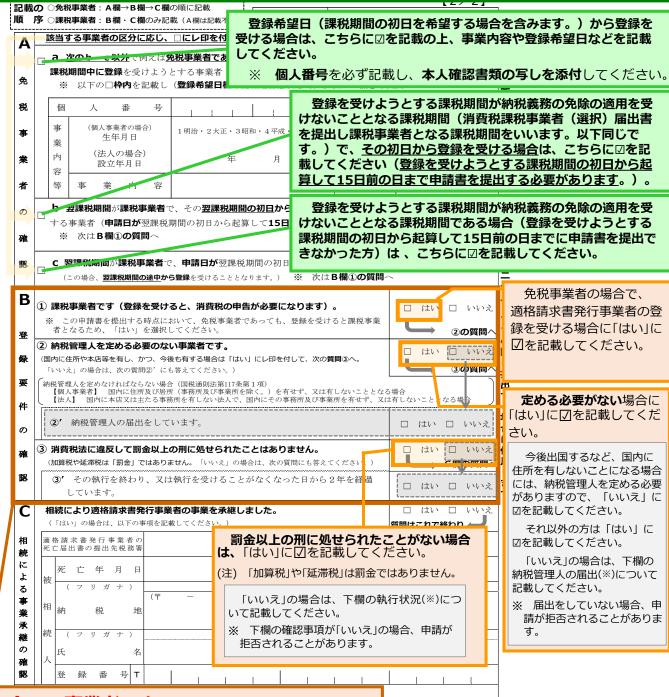
【次葉の作成漏れにご注意ください!】

次葉の「登録要件の確認」欄は、全ての事業者の方が記載する必要があります。

「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例 【個人事業者用】

初葉の「事業者区分|欄で、**「免税事業者」又は、新規開業等した事業者で「事業を開始した課税期間の初日から**

登録を受けない免税事業者」を選択した方は、「免税事業者の確認」欄のいずれかにチェックを入れてください。



全ての事業者の方が記載する必要があります。

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取 引について消費税の申告が必要**となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに免税事業者となった場合でも、適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者となり、登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要となります。